

# 新型コロナウイルス ワクチン接種のお知らせ



(8月31日現在) ※最新情報は市HPをご覧ください。

▲市HP

## オミクロン株対応ワクチンの追加接種が始まります(予定)

10月頃から、オミクロン株に対応したワクチンの接種が始まる予定です。

**対象者** 1・2回目接種を完了した18歳以上の人(予定)

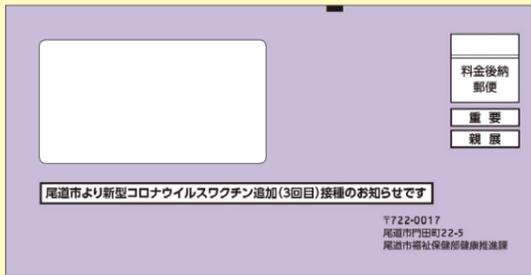
※接種可能な年齢や接種間隔、予約方法などの詳細は、決定次第、市HP等でお知らせします。



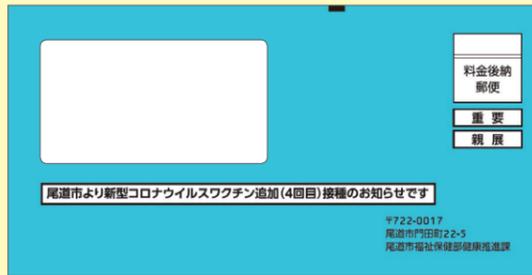
これまで送付した接種券のうち、使用していないものがある人は、オミクロン株対応ワクチンでも使用可能となる予定ですので、大切に保管してください。

### これまで送付した接種券のうち使用できるもの

#### ▼3回目接種券(封筒)



#### ▼4回目接種券(封筒)



※これまで送付された接種券をすべて使用している人には、新たに接種券を送付する予定です。接種間隔が決まり、接種可能時期が近づいたら送付しますので、しばらくお待ちください。

## ワクチンの臨時接種期間は延長する見込みです

新型コロナワクチンの臨時接種期間は、令和4年9月30日終了となる予定でしたが、今後も延長する見込みが国から示されました。(8月31日現在)

期間の延長に伴い、これから1・2回目接種を受けられる期間や、オミクロン株対応ワクチン以外の既存のワクチンで追加接種を受けられる期間も延長となる見込みです。

これを機会に、接種をご検討ください。詳細は決定次第、市HP等でお知らせします。



### お問い合わせ先

- 接種の予約・ワクチンについて一般的なこと など  
尾道市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター  
☎0570-001-297/土・日・祝日を含む 8:30~17:15
- 副反応やワクチンについて専門的なことや一般的なこと など  
広島県新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター  
☎082-513-2847/土・日・祝日を含む 24時間対応

※聴覚障害等で電話やWEBでの相談、予約が難しい人は尾道市健康推進課までFAXにてご相談ください。  
(☎0848-24-1966)



## くらしの窓

市からのお知らせ

### らくらく窓口証明書交付サービスを開始しました

マイナンバーカードを利用して、タッチパネル端末機の操作だけで証明書(住民票の写し、印鑑登録証明書等)が取得できるサービスを新たに開始しました。申請書の記入は必要ありません。

**設置場所** 市民課

**利用できる人** 尾道市に住民登録があり、マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書:暗証番号4桁が搭載されたもの)をお持ちの人

**取得できる証明書** 住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、所得証明書、所得課税(非課税)証明書、戸籍全部(個人)事項証明書、戸籍の附票の写し

☎市民課 (☎0848-38-9102)



### マイナポイント第2弾

#### マイナンバーカードの申請はお早めに

マイナポイントとは、マイナンバーカードを使って申込を行い、キャッシュレス決済サービスで使えるポイントがもらえるしくみです。

最大20,000円分のポイントがもらえるマイナポイント第2弾は、9月30日までにマイナンバーカードの交付申請をした人が対象です。

マイナンバーカードをお持ちでない人は、早めにマイナンバーカードの交付申請をしてください。

- マイナポイント第2弾の申込期限は、令和5年2月末です。
- マイナンバーカードの申請、マイナポイント第2弾について詳しくは、広報おのみち7月号をご覧ください。

☎マイナポイント制度全般や予約操作方法などに関するお問い合わせ  
マイナンバー総合フリーダイヤル (☎0120-95-0178)  
※音声ガイダンスに従い「5番」を選択してください。  
【マイナンバーカードの交付申請・マイナポイント支援窓口に関すること】  
市民課 (☎0848-38-9166)  
【マイナポイントに関すること】 情報システム課 (☎0848-38-9308)

### 携帯ショップでマイナンバーカードの申請ができます

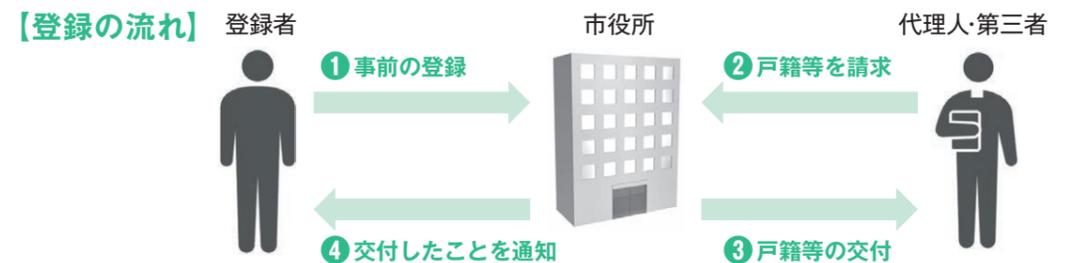
全国のNTTドコモ・KDDI・ソフトバンクの店舗(UQスポット・ワイモバイルショップを含む)で、マイナンバーカードの申請サポートを実施しています。受付は、各店舗の営業時間内です。(土・日・祝日を含む)

携帯電話の契約の有無や契約先を問わず、全国どの店舗でも利用できます。  
**申請サポート受付期間** 実施中~令和5年3月下旬

☎市民課 (☎0848-38-9160)

## 「事前登録型本人通知制度」を利用しませんか

この制度は、住民票や戸籍の不正請求の抑止と個人の権利の侵害を防止することを目的として、本人以外の第三者に証明書を交付した場合、その事実を登録した本人に通知する制度です。



**登録受付場所** 市民課、各支所

☎尾道市の住民基本台帳に記録されている人、戸籍に記載されている人(過去に記録・記載されていた人も含む)

**通知する内容** 交付年月日、交付した証明書の種別など  
※交付請求者の住所・名前などを通知することはできません。

**必要なもの** 事前登録申請書、窓口に来る人の本人確認書類(代理人が手続きする場合は委任状が必要)

※詳しくは、お問い合わせください。

☎市民課 (☎0848-38-9150)